

総合評価落札方式へのダンピング防止対策の導入について

1 国からの要請

国(総務省及び国土交通省)は、会計検査院からの指摘を受け、総合評価落札方式に関して次の事項を都道府県及び政令市に要請しています。

- (1) 地方自治法施行令では最低制限価格を設定することはできない。
- (2) 「低入札価格調査制度の活用及び価格による失格基準の導入」などの措置によるダンピング受注の防止を徹底する。

【通知】 総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について

(平成 29 年 9 月 29 日付)

2 政令市における総合評価落札方式における低入札調査制度の導入状況

区分	低入札調査制度の導入内容	該当都市
1	全ての建設工事契約で導入 (10都市)	札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市
2	WTO案件の建設工事契約のみで導入 (5都市)	新潟市、京都市、北九州市、福岡市、熊本市
3	一定金額以上の建設工事契約で導入 (5都市) (例) 予定価格5億円以上の場合に適用等	仙台市、堺市、神戸市、岡山市、広島市

3 ダンピング受注の防止対策の例

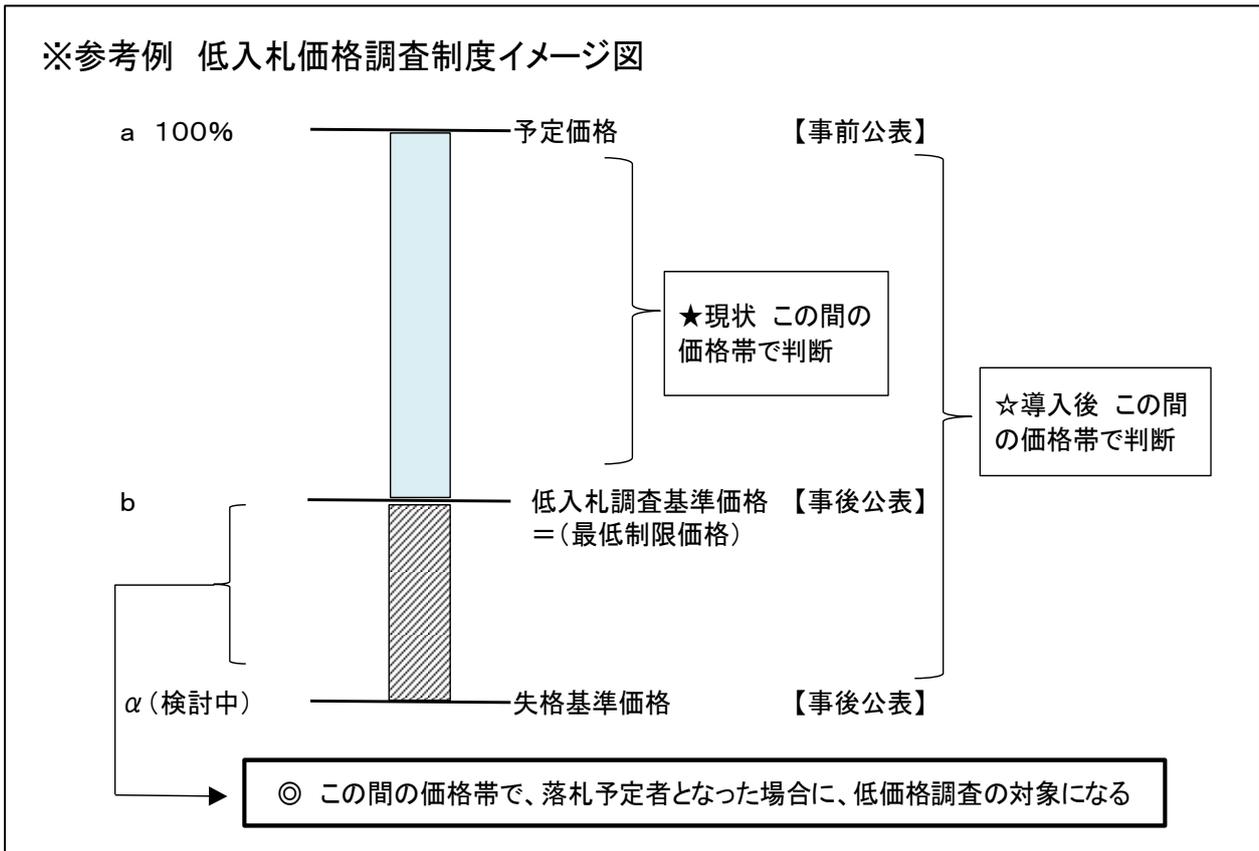
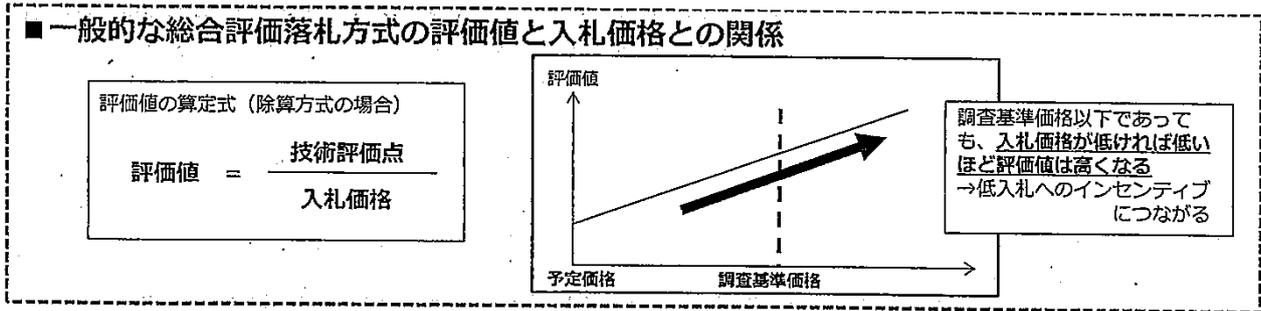
- (1) 低入札価格調査制度の活用、及び価格による失格基準の導入 1
- (2) 総合評価における評価値算定によるダンピング対策の導入 2
 ※ 調査基準価格を下回ると評価値が下がることなどにより、低入札者を有利としない仕組み
- (3) 施工体制確認型総合評価落札方式の導入
 ※ 調査基準価格を下回った応札者の施工体制を厳しくチェックし、評価に反映する仕組み

図 1

総合評価落札方式におけるダンピング対策について

(1) 低入札価格調査制度の活用、及び価格による失格基準の導入

(国土交通省資料より)



総合評価落札方式におけるダンピング対策について

(2) 総合評価における評価値算定によるダンピング対策の導入

<p>一般的な総合評価の評価値</p>	<p>○低入札基準価格制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢調査基準価格を下回る金額で入札を行ったものについて調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれのある場合には、当該入札者を落札者とししない制度 ➢低入札へのインセンティブにつながる <p>評価値の算定式</p> $\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$
<p>基準価格を境に、評価値の算定式が変わる形式</p> <p style="text-align: right;">※基準価格＝最低制限価格と同様の算定式</p>	
<p>① 基準価格以下 ⇒ 評価値一定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢基準価格を設定し、基準価格以下での入札を行っても、失格しないが、評価値は一定となるため、低入札へのインセンティブはない。 ➢調査実施は、必ずしも必要としない。 ➢導入自治体：北海道、宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、新潟県、静岡県、愛知県、横浜市 <p>評価値の算定式</p> $\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{基準価格}}$
<p>② 基準価格以下 ⇒ 評価値低下</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢基準価格を設定し、基準価格以下での入札を行っても、失格しないが、評価値は低下するため、低入札へのインセンティブはない。 ➢調査実施は必ずしも必要としない。 ➢導入自治体：青森県、秋田県、長崎県、熊本市 <p>評価値の算定式</p> $\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{基準価格} + (\text{基準価格} - \text{入札価格})}$